

平成22年度 事業計画(案)

- (1) 世界経済は、国際金融危機による景気後退から立ち直りつつあり、わが国経済も、輸出、生産は増加しつつあり、個人消費は厳しい雇用・所得環境が続いているものの、内外における各種対策の効果などから、持ち直しているとみられている。
- (2) 平成21年は新設住宅着工戸数は雇用所得環境の厳しさを背景として、788千戸と45年ぶりに80万戸を切る大幅な落ち込みを見せ、年明けになってからも落ち込み幅は少なくなっているものの14ヶ月の対前年比マイナスがつづいている。住宅ローン減税、住宅版エコポイント制度、贈与税の非課税枠の拡大などの効果が期待される。
- (3) 木材の需要は、住宅の着工減等により木材需要量の減少が続いている。供給面ではロシア材等輸入材の供給量が減少している。
- (4) 他方で、地球環境問題などを背景に、国産材をはじめとした木材の利用推進に対する施策が広がっており、農林水産省と国土交通省の共管による「公共建築物等の木材利用促進に関する法案」が国会に上程されている。
- (5) このような中で、木材産業が持続的に事業展開を図っていくためには、住宅のみならず公共建築物、各種建造物などを対象として、木材需要拡大に英知を結集して取組み、消費者・需要者の求める品質・性能の確かな製品、環境に配慮した製品の供給体制の整備、木材輸入環境の変化に対応した産業備造への転換、木質バイオマス等新たな木材利用取組みなどを進めていくことが重要となっている。以上諸課題に対応するため、全木連等との堅密な連携のもとに協同組合事業を通じ、当会及び各都道府県木協連の基盤強化のため、下記事業について、組織を挙げて取組むとともに、中長期的な方向性についても検討するものとする。

I 共同事業の推進

1. 製材品の共同取引事業

産地出荷者と首都圏荷受者を結ぶ本事業は、国産材製材品の安定相場、安定供給の実践の場として、出荷・荷受双方のニーズと木材流通の実態を斟酌のうえ、緊密な情報交換に図りつつ、引き続き事業の推進に努める。

2. 国有林材受託販売事業（優良国産材展示即売会）

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業は、取扱量の減少など新たな局面を迎えているが、林野庁、森林管理局及び事業実施県木協連等との連携のもとに、引き続き事業の推進を図る。

3. 優良国産材製材品展示会事業

国有林材のPR、優良国産材製材品の品質向上、流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業は、関係県木協連及び実施市場と連携、協力を得て引き続き実施する。

4. 優良小木工品の販売斡旋事業の推進

各都道府県木協連の支援・協力を得て、事業を推進する。

5. カーリース等斡旋事業

組合員への低料金でのカーリース利用の提供を目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て組織的な取組みを進める。

II 福利厚生事業の推進

本会の福利厚生事業は、全国のスケールメリットを活かした「安い掛金で高額の保障」をモットーに、傘下会員及びその従業員の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところである。近年の生命保険会社、損害保険会社を巡る環境変化の影響もあり、本制度においても、引受け保険各社における制度の改変が急速に進んでいるが、本年度も都道府県木協連等と十分意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

1. 中型グループ保険制度

当会事業の中核である本制度については、引き続き都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成を図る。未加入の都道府県木協連等役員の加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進を図る。

2. 総合保障制度等

総合保障プラン（無配当型）の普及拡充に引き続き努めるとともに、従来の大型保障制度、総合保障プランLタイプの運営、維持に努める。また、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられる、商品揃えを検討する。

3. 総合賠償補償制度

木材PL共済制度及び施設賠償共済制度を包括し、新たな補償を追加し本制度について都道府県木協連等の協力を得て普及拡充に努める。

4. 任意労災保障制度

本制度については、近年の労働災害に見られる企業責任追求の高まりへの対応、企業防衛のプランとして普及を図っているが、引き続き普及拡充に努める。

Ⅲ 補助事業等の効果的実施

新規及び継続中の国庫補助事業を効果的かつ着実に実施する。

1. 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業

①国産材への原料転換の取組に必要な加工設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等に必要な資金、経営安定に必要な長期運転資金の借入れに対する利子助成事業を行う。

②経営の多角化を図る設備導入等に必要な資金の借入れに対する利子助成事業を行う。

③製材業、木材販売業等が機械設備をリースにより導入する場合のリース料の一部を助成する事業を行う。

2. がんばれ地域林業サポート事業

林業事業体などの高性能林業機械導入促進を図るリース料の一部助成事業を行う。また、低コスト作業システムの普及を図る事業を行う。

3. 農林漁業セーフティネット資金利子補給事業

利子補給金の交付を引き続き実施する。

4. 林地残材フル活用事業

間伐材などにより発生する木質資源の収集と燃料用等への利用を促進する取組を支援し、未利用の間伐材、林地残材などをフル活用するため汎用性のあるモデルを導出する。

5. 地域材の水平連携加工システム推進事業

地域の製材業等の有機的連携を図るため、生産品目や原料転換を図る企業、とりまとめの中核となる企業などへの技術指導、経営指導を実施する。

6. 木材産業体質強化対策事業

利子助成事務を引き続き実施する。

7. 木材産業高度化促進事業

利子助成事務を引き続き実施する。

8. 地域材利用加速化緊急対策支援事業のうち「2×4住宅部材の開発」

地域材を活用した2×4住宅部材の研究開発及び普及推進を図る事業を昨年度からの継続事業として行う。

IV その他事業

1. 出版事業・その他

- (1) 必要な資料、パンフレット等の出版販売を行う。
- (2) 全国木材産業振興大会を全木連と共催実施する。
- (3) 全木連等関係団体と一体となって「林材業ゼロ災」の実現に向けての取り組みを推進する。